

## 西東京市告示第11号

### 市道の区域決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように市道の区域の決定をしたので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

西東京市長 池澤隆史

- 1 路線名並びに区域決定の区間  
別紙のとおり
- 2 区域決定の概要  
別図のとおり
- 3 区域決定の期日  
令和8年1月30日
- 4 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
  - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
  - (2) 期間 令和8年1月30日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
  - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

別紙  
区域決定調書

No.	路線名	区域決定の区間	敷地の幅員及び延長	
			幅員 (m)	延長 (m)
1	市道 1779 号線	起点 中町六丁目1887番 1 地内	6.00	116.03
		終点 中町六丁目1886番地内		
2	市道 1800 号線	起点 中町六丁目1891番 1 地内	5.00	81.53
		終点 中町六丁目1886番地内		

案内図(区域決定)

